

入札保証金について

入札保証金の額は、見積る契約金額（入札金額に消費税を加えた金額）を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 5 以上である（沖縄県財務規則第 100 条）。不足した場合は入札が無効となるので注意すること。

（納付方法）

- ① 別紙「入札保証金納付書発行依頼書」に必要事項を記入し、令和 7 年 9 月 22 日(月)の 17:00 までに管財課担当者へ提出する。（FAX で送信する場合は、電話にて受信確認を行うこと。また、後日原本を提出すること。）
- ② 管財課にて納付書を発行するので、受け取り後、指定の金融機関にて入札保証金を令和 7 年 9 月 30 日(火)の 15:00 までに納付すること。
- ③ 納付後、金融機関にて受領書を受け取り、入札前までに管財課担当者へ受領書の写しを提出すること。

（入札保証金の還付及び契約保証金の納付）

- ① 落札しなかった場合は、別紙「入札保証金還付請求書」を速やかに管財課担当者へ提出すること。
- ② 落札した場合は、納付すべき契約保証金に充当することができる。充当しない場合は、契約保証金を徴収後、先に納付済みの入札保証金を還付する。
- ③ 契約保証金の額は、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上である（沖縄県財務規則第 101 条）。

なお、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項に基づき、次のいずれかに該当すると認められる場合は契約保証金の全部若しくは一部の納付を免除する。

- ・ 契約の相手方が保証会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ・ 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

沖縄県総務部管財課

財産管理班 担当：具志堅

TEL：098-866-2106

FAX：098-866-0246